補助事業事務フロー

県	市町村	事業者
【応募・事前協議】		
事業者募集要項等公表 募集開始 （募集期間２か月）	サ付き住宅の建設及び運営に関する事前協議	⇔ 市町村及び関係機関との事前協議
事業者募集締切	←	応募書類提出
・条件確認 ・事業者の絞込み（1か月）		
事業者決定通知	→	(必要に応じて抽選会に参加)
（必要に応じて、事業者選定のための抽選を実施）		
【供給計画の認定】		
事業者との打合せ	⇔	事業内容打合せ 市町村及び関係機関
（事業内容打合せ） １～2か月	事業者との協議 ←	建築確認申請（確認済証） バリアフリー法（適合通知書） 建築物省エネ法（適合通知書） サービス付き高齢者向け住宅の登録（建築住宅センター）
※市の区域の場合	←	供給計画の認定申請
	供給計画の認定 →	
※町村の区域の場合	←	供給計画の認定申請
町村への文書照会	→	
	← 支障の有無を回答	
供給計画の認定	→	
【補助金申請・工事】		
申請書受理	←	補助金交付申請
・内容審査 補助金交付決定	→	
		工事請負契約の締結・工事着手
	←	工事着手届
		（工事）
		工事完了
	←	工事完了届
		セーフティネット住宅の登録
しゅん工確認検査	←	完了実績報告
額の確定	→	
	←	
補助金支払い	→	請求書提出